

郵便法施行規則の一部を改正する省令の概要

1 改正の背景

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）により、災害救助法の一部が改正され、同法第 23 条について、条の繰上げ、用語の整理が行われることとなった。これに伴い、同条を引用している郵便法施行規則の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の概要

○ 郵便法施行規則第 2 条の改正

郵便法施行規則第 2 条では、郵便法第 18 条に基づき、日本郵便株式会社が被災者に対する郵便葉書及び郵便書簡の無償交付を行う場合の交付対象者として、災害救助法第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる救助（応急仮設住宅に收容する場合を除く。）を受ける被災者を規定している。

○災害救助法

第 23 条 救助の種類は、次のとおりとする。

一 收容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

二～十 （略）

②・③ （略）

今般、災害救助法第 23 条について、条が第 4 条に繰り上がるとともに、災害対策基本法において応急仮設住宅以外の被災者が一時的に滞在する收容施設が「避難所」と位置付けられたことを受け、第 1 項第 1 号の「收容施設（応急仮設住宅を含む。）」が「避難所及び応急仮設住宅」に改正された。これに伴い、災害救助法第 23 条第 1 項第 1 号を引用している郵便法施行規則第 2 条について、引用条項の改正及び用語の整理を行う。

<郵便法施行規則第 2 条の趣旨>

郵便法第 18 条で、日本郵便株式会社は、総務省令で定めるところにより、被災者に対する郵便葉書及び郵便書簡の無償交付を行うことができるとされていることを受け、交付対象者等を定めるもの。

郵便法第 18 条は、被災時に被災者が便せん、封筒等を持たずに避難することが一般的であるため、そのまま使用できる郵便葉書及び郵便書簡を交付することで被災者の救助を図ることを目的に設けられたものであり、この趣旨を踏まえ、交付対象者としては、一時的に滞在する收容施設に收容される被災者を規定しているところ（一定期間居住することとなる応急仮設住宅に收容される場合は、交付対象とはしていない）。

3 施行期日

災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（平成 25 年 10 月 1 日）から施行する。